平成27年7月9日(木曜日)第2回臨時会

〇出席議員(16名)

1番	或	井	輝	明	議員	2番	古	沢	清	志	議員
3番	佐	藤	耕	治	議員	4番	渡	邉	賢	_	議員
5番	伊	藤	正	彦	議員	6番	遠	藤	智 与	产子	議員
7番	太	田	芳	彦	議員	8番	石	Щ		忠	議員
9番	冏	部		清	議員	10番	沖	津	_	博	議員
11番	辻		登台	と 子	議員	12番	工	藤	吉	雄	議員
13番	柏	倉	信	_	議員	14番	木	村	寿太	に郎	議員
15番	内	藤		明	議員	16番	杉	沼	孝	司	議員

〇欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐	藤	洋	樹	市 長		丹	野	敏	晴	副	Ħ	ī	長
菅	野	英	行	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局長		宮	Ш		徹	財	政	課	長
松	田	幸	彦	税 務 課 長	:	芳	賀	弘	明	建調	役管	理課	長
团	部	藤	彦	健康福祉課長									

〇事務局職員出席者

 丹野敏幸事務局長
 佐藤肇局長補佐

 山田良一局長補佐
 渡邊拓也総務係長

議事日程第1号 第2回臨時会 平成27年7月9日(木) 午前9時30分開議

開 会

日程第 1 会議録署名議員指名

ッ 2 会期決定

" 3 諸般の報告

(1) 第91回全国市議会議長会定期総会の報告について

リ 4 全国市議会議長会表彰状伝達

5 議第49号 平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)

7 6 議第50号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

7 議第51号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正につい

7

ッ 8 議案説明

ッ 9 委員会付託

〃 10 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前 9 時 3 0 分

○國井輝明議長 おはようございます。

ただいまから、平成27年第2回寒河江市議会 臨時会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号によって進めて まいります。

会議録署名議員指名

○**國井輝明議長** 日程第1、会議録署名議員の指 名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、4番渡邉賢一議員、14番木村寿太郎議員を指名いたします。

会 期 決 定

○**國井輝明議長** 日程第2、会期の決定を議題と いたします。

ここで議会運営委員長の報告を求めます。工 藤議会運営委員長。

[工藤吉雄議会運営委員長 登壇]

○工藤吉雄議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について 御報告申しあげます。

本日招集になりました平成27年第2回寒河江 市議会臨時会の運営につきましては、去る7月 6日、委員5名出席並びに関係者出席のもと議 会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数、 諸般の報告等を勘案し、本日1日限りとし、そ の間の会議につきましては、お手元に配付して あります日程表のとおり決定いたしました。 以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○國井輝明議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のと おり本日1日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

第2回臨時会日程

平成27年7月9日(木)開会

月 日	時間	会	議	場	所
7月9日 (木)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、表彰 状伝達、議案上程、同説明、 委員会付託、質疑・討論・採 決、閉会	議	場

諸般の報告

- ○**國井輝明議長** 日程第3、諸般の報告であります。
 - (1)第91回全国市議会議長会定期総会の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

全国市議会議長会表彰状伝達

○**國井輝明議長** 日程第4、全国市議会議長会表 彰状伝達についてであります。

事務局長から申しあげます。

○**丹野敏幸事務局長** それでは、私から申しあげます。

去る6月17日東京日比谷公会堂において開催 されました第91回全国市議会議長会定期総会に おきまして、本市議会から議員在職20年以上で 新宮征一前議員並びに髙橋勝文前議員が、同10 年以上で木村寿太郎議員が、また正・副議長在 職4年以上で鴨田俊廣前議員が表彰を受けられ ました。

さらに全国市議会議長会評議委員としての功績に対しまして、鴨田俊廣前議員に感謝状が贈られております。

ただいまから伝達を行います。木村寿太郎議員、御登壇願います。

〔木村寿太郎議員 登壇〕

○**國井輝明議長** 表彰状。寒河江市、木村寿太郎 殿。

あなたは市議会議員として10年市政の振興に 努められ、その功績は著しいものがありますの で、第91回定期総会に当たり、本会表彰規程に より表彰いたします。

平成27年6月17日。全国市議会議長会会長岡下勝彦。代読。

おめでとうございます。(拍手)

[表彰状伝達]

なお、新宮征一前議員、髙橋勝文前議員、鴨田俊廣前議員に対しましては、去る7月1日及び6日に議長室において私から伝達いたしておりますので、御報告申しあげます。

以上で表彰状の伝達を終わります。

議案上程

○國井輝明議長 日程第5、議第49号平成27年度 寒河江市一般会計補正予算(第2号)から日程 第7、議第51号寒河江市長等及び一般職の職員 の給与の特例に関する条例の一部改正について までの3案件を一括議題といたします。

議案説明

○**國井輝明議長** 日程第8、議案説明であります。 市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市 長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

本日、平成27年第2回臨時会の開催に当たりまして、國井市議会議長初め議員各位には大変 御配慮を賜りまして、まことにありがとうございます。

初めに、固定資産税等の課税誤りについて、 提出いたしました議案全てに関連することであ りますので、この場をおかりいたしまして、御 報告とおわびをさせていただきます。

このたび、平成8年度から平成18年度までの間に市内で建築された非木造家屋の併用住宅のうち26棟において、固定資産税、都市計画税の課税誤りがあることが4月から6月までの調査により判明した次第であります。

また、この固定資産税は国民健康保険税の資産割額の算定基礎となっておりますことから、 国民健康保険税も過大に課税をしておりました ことが、あわせて判明した次第でございます。

具体的な内容といたしましては、非木造家屋の併用住宅の評価において、一部に経年減点補正率の適用誤りがあり、本来の経年減点補正率に比べ税額が高くなる数値を適用したことによりまして、固定資産税及び都市計画税において過大に課税がなされたものでございます。

データ入力の誤りと入力チェックが適切にな されなかったことが原因でございます。

今回の課税誤りに伴い、過大に徴収いたしました税額は2,503万6,000円で、還付加算金を含めた額は3,153万8,000円と相成ります。

このたびの件により、納税者の皆様及び市民 の皆様に多大なる御迷惑をおかけましたこと、 また税行政への信頼を著しく損なうことになり ましたことを、心から深くおわび申しあげる次 第であります。

市といたしましては、該当される納税者の皆様へ個別訪問を早急に行い、おわび申しあげた上で、今議会で補正予算の議決をいただき、速やかな支払いに努めてまいる所存であります。

こうしたことは二度とあってはならないことであります。再発防止策を徹底するとともに、全職員に対してこれまで以上に細心の注意を払いながら業務を執行するよう、また改善に努めるよう指導したところであり、全庁一丸となり信頼回復に向け取り組んでまいりますことをお誓い申しあげる次第であります。

なお、このたびの件につきましては、市政を 預かる責任者として重くその責任を受けとめ、 私自身は給料月額の10%を3カ月間減額、副市 長は10%を2カ月間減額するとともに、関係職 員に対しても厳正に処分を行ってまいります。

皆様に多大な御迷惑をおかけし、市政の信頼 を損なうことになりましたことを、重ねて深く おわび申しあげる次第であります。

それでは、提出をいたしました議第49号から 議第51号までの3案件を一括して御説明申しあ げる次第であります。

初めに、議第49号平成27年度寒河江市一般会 計補正予算(第2号)についてを御説明申しあ げます。

このたびの補正予算は、固定資産税等の還付 に係る賦課事務事業費及び子育て定住住宅建築 等に対する補助金に係る住宅建築推進事業費を 追加するものでございます。

これら歳出予算4,865万8,000円に対する歳入 につきましては、繰越金を同額追加し対応する ことといたしました。

その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ157 億2,004万円とするものでございます。

次に、議第50号平成27年度寒河江市国民健康 保険特別会計補正予算(第2号)についてを御 説明申しあげます。

このたびの補正予算は、固定資産税等の賦課 誤りによる過年度更正に伴う一般被保険者保険 税還付金及び加算金を追加するものでございま す。

この歳出予算280万円に対する歳入につきましては、繰越金を同額追加し対応することといたしました。

その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ47億 9,998万5,000円とするものでございます。

次に、議第51号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

固定資産税等の賦課誤りに対する市長及び副市長の管理監督責任をとるため、所要の改正を しようとするものでございます。

以上、3案件について御説明申しあげましたが、詳細につきましては関係課長に説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります

以上でございます。

○國井輝明議長 宮川財政課長。

○宮川 徹財政課長 議第49号平成27年度寒河江 市一般会計補正予算(第2号)の歳入につきま して、予算書によりまして御説明を申しあげま す。

一般会計補正予算書5ページ及び6ページの 事項別明細書をごらん願いたいと思います。

このたびの固定資産税と都市計画税の過年度 還付金及び還付加算金の返還に要する経費並び に住宅建築推進事業補助金と子育て定住住宅建 築事業補助金に係る事業経費の補正財源につい てでありますが、前年度からの剰余金として今 年度に持ち越した中から4,865万8,000円を繰越 金として補正し、対応しようとするものでござ います。

その結果、18款繰越金の総額は1億7,207万 2,000円となるものであります。

- ○國井輝明議長 松田税務課長。
- ○**松田幸彦税務課長** 私のほうから第2款歳出予 算につきまして、予算書によりまして御説明申 しあげます。

議案書の7ページ、8ページをごらんください。

第2款総務費第2項徴税費の第2目賦課徴収 費であります。

23節の償還金、利子及び割引料ですが、固定 資産税の課税誤りがありました家屋の納税義務 者に係る還付金及び還付加算金として2,865万 8,000円を追加しようとするものです。

その内訳は、固定資産税では納税義務者39人で26棟の家屋に係る平成9年度から平成26年度までの過年度還付金は1,868万9,000円、還付加算金は482万5,000円の合計2,351万4,000円であります。

また、都市計画税では納税義務者36名で24棟の家屋に係る平成9年度から平成26年度までの過年度還付金は408万8,000円、還付加算金は105万6,000円の合計514万4,000円であります。

なお、平成27年度分の税額につきましては、

前納している方がおりませんので、今後の納期 2期から3期の税額で更正をして対応してまい りたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○國井輝明議長 芳賀建設管理課長。
- ○芳賀弘明建設管理課長 私のほうから第8款歳 出予算につきまして、予算書によりまして御説 明申しあげます。

7ページ、8ページをごらんください。

第8款土木費第5項住宅費の第2目住環境整 備費であります。

19節の負担金、補助及び交付金ですが、住宅 建築推進事業の住宅建築推進事業補助金及び子 育て定住住宅建築事業補助金として、それぞれ 1,000万円、合計2,000万円を追加しようとする ものであります。

追加の理由といたしまして、住宅建築推進事業補助金については、今年度から過去に利用した方も再度利用できるように補助要件を緩和したこともあり、4月1日から6月16日までのこれまで最も短い期間で当初予算3,000万円分の申請が終了したところであります。

こうした状況や商工会からの要望や、市への 問い合わせ件数等を考慮し、1,000万円を追加 しようとするものであります。

また、子育て定住住宅建築事業補助金については、定住人口の増加を図るため、今年度から市外での居住期間を3年から1年に短縮するなど緩和措置を行い、より制度を利用しやすくしたこともあり、5月20日から申請を受け付けしたところ7月6日現在49件と過去最高の申請があり、そのうち12件が市外からの定住世帯となっております。当初予算3,000万円に対し、2,950万円の申請状況であります。

こうした状況を踏まえ、市への問い合わせ等 も考慮いたしまして1,000万円を追加しようと するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○國井輝明議長 阿部健康福祉課長。
- ○阿部藤彦健康福祉課長 議第50号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、予算書により御説明申しあげます。

2ページ、3ページをごらんください。

このたびの補正予算は、固定資産税等の課税 誤りによる影響を受けた一般世帯の納税義務者 20名に係る還付金及び還付加算金として、歳出 第11款第1項第1目一般被保険者保険税還付金 及び加算金に280万円を追加しようとするもの であります。

御案内のとおり、本市では国保税の税額計算 は所得割額、資産割額、均等割額及び平等割額 の合計額、いわゆる4方式で算定しております。

このうち資産割額につきましては、当該年度の固定資産税額に国保の税率を乗じて算出しております。このため、このたびの固定資産税の課税誤りに伴い、国保税につきましても過年度更正を行い、平成10年度から平成26年度までの過大に徴収していた分を還付しようとするものであり、これに必要な予算として還付金及び加算金に280万円を追加しようとするものであります。

なお、退職者医療制度に重複して該当する4 名の納税義務者につきましても、過年度更正の 結果、還付金及び加算金合わせて約8万円とな りますが、この分につきましては追加補正は行 わず、既決予算で対応してまいりたいと考えて おります。

歳出280万円に対する歳入につきましては、 歳入第10款第1項第2目その他繰越金に同額を 追加し、対応しようとするものであります。

以上、よろしくお願い申しあげます。

- ○國井輝明議長 菅野総務課長。
- ○**菅野英行総務課長(併)選挙管理委員会事務局 長** 私から、議第51号寒河江市長等及び一般職 の職員の給与の特例に関する条例の一部改正に

ついて詳細を御説明申しあげます。

議案書の1ページ、2ページになります。

現在の市長及び副市長の給与は、寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例第1条の規定によりまして、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、行財政改革の一環といたしまして、市長においては給与額に100分の30、副市長においては100分の13をそれぞれ乗じて得た額を減額しております。

今回の固定資産税等の課税誤りに対する市長 及び副市長の管理監督責任をとるため、給与特 例条例の附則に読みかえ規定として第2項を加 えまして、市長においては平成27年8月1日か ら平成27年10月31日までの3カ月間、副市長に おいては平成27年8月1日から平成27年9月30 日までの2カ月間、市長及び副市長の減額率を それぞれ100分の10引き上げまして、市長にお いては100分の40、副市長においては100分の23 とするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第9、委員会付託であります。

議第49号、議第50号及び議第51号については、 会議規則第37条第3項の規定により委員会付託 を省略いたしたいと思います。これに御異議あ りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第10、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第49号に対する質疑はありませんか。遠藤議員。

- ○遠藤智与子議員 住宅建築推進事業についてお 伺いしたいのですが、6月16日で満額になって 当初予算の3,000万円を使い切ったということ でございますが、その1件当たりの申請額の平 均、大体どのぐらいの申請になったのか、それ から仕事の中身について、まずこの2点をお聞 かせ願いたいと思います。
- ○國井輝明議長 芳賀建設管理課長。
- ○**芳賀弘明建設管理課長** ただいまの2点についてお答えいたします。

これまでの申請額の平均でございますけれど も、1件当たり約20万円となっております。

また、内容といたしましてはリフォームが一番多くて、水回り及び給湯が28%、屋根外壁塗装34%、屋根外壁修理16%、室内リフォーム19%、その他3%で合計100%という内訳でございます。

以上でございます。

- ○國井輝明議長 遠藤議員。
- ○遠藤智与子議員 ありがとうございます。

やはり複数回の利用になって需要もふえたということでございます。

私も当初予算の3,000万円を見たときに少ないのではないのかなと思いましたが、案の定そうだったなと思いまして、今回の1,000万円の補正予算は大変うれしいことですが、これをもっともっとふやしてもいいのではないかという思いがいたします。

そして、商店リフォームにもこの補助金制度 が使えるようにという商工会の要望もございま すし、私の周りにもそのような要望がたくさん ございます。

こういうことも考えまして、この補正予算、 例えばこの1,000万円を全部使い切ったとなっ た場合、その後の補正も組むということがある のかどうか、私はもっとふやしてほしいという 思いで質問いたしていますが、よろしくお願いいたします。

- ○國井輝明議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 今回1,000万円を状況を見て追加させていただいているわけでありますが、当初予算についてはいろいろことし見て、去年の状況なんかを把握すると、消費税のアップなどもあって、なかなか去年はそういう意味では利用が思ったほど進まなかったのかなということを、ことしになって思って、そういったところの反動としてことし最初の段階から大変好調だと感じておりますし、ただやっぱり年間通して同じように需要が高まっていくのかというと、過去5年間やっているわけでありますから、そういう過去の例なんかを見ると必ずしもそうではないというところもあります。

ただ今回、追加のニーズに応える形で補正を させていただいて、御可決をいただいて執行し たときにどういう状況になっていくのかなど見 ながら今後の対応についても検討していきたい と思っておりますし、また御指摘の商店への制 度の拡大などについても、いろいろ商工会初め 関係の皆さんからの御意見なども十分お聞きし ながら今後の対応について検討させていただき たいと思っております。

- ○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。渡 邉議員。
- ○渡邉賢一議員 3点ほど質問をさせていただき たいと思います。

今回の固定資産税等の課税誤りについて、7 月1日に我々に対しては議員懇談会という場で、 その後緊急記者会見ということでマスコミ報道 があったわけですけれども、7月1日以降に市 民の皆さんから固定資産税、私のは間違ってい ないかというお問い合わせ、納税者である市民 の皆さんの不安な状況などが市にどれぐらい届 いているのか、ちょっとお聞きしたいのが1点 目です。 2つ目が今回の市税関係なわけですけれども、 今回の問題で国税や県税への影響、税目が多岐 にわたっているわけですので、そういったとこ ろは現在どのような対応をされているのか、お 伺いしたいのが2点目です。

3点目、最後ですが、徴税吏員である税務課職員の皆さんに対するいわゆる今回の問題を機に批判というか、過剰な追及というか、嫌がらせ的なものも含めてないのか、そういったところについても市職員への影響などがどうなっているかということも含めて3点お伺いしたいと思います。

- ○國井輝明議長 松田税務課長。
- ○松田幸彦税務課長 まず、1点目の問い合わせ 件数でありますけれども、具体的に数件ありま したけれども、直接関係する方ではございませ んでした。

2点目、国税、県税に対して影響ということで、記者会見後すぐ税務署長がいらっしゃいまして、課税誤りの関係で終わりましたら関係者をリストアップして提示してくださいということで対応をするようになっております。

県税につきましても県のほうから連絡がありまして、同じように我々の課税誤りの関係で謝罪に行ってからのことで連絡させてくださいということで話はしております。

3番目の徴税吏員に対する批判というのは特 にございませんでした。

- ○**國井輝明議長** ほかに質疑はないですか。内藤 議員。
- ○内藤 明議員 法的なものでお聞きしたいと思いますが、平成8年からということで、これに対する還付金と加算金でございますが、さかのぼって返すことになるわけですけれども、法的な、それに対する例えば何年までさかのぼれるという規定なんかはないのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、再発防止策ということでお話もい

ただきました。私は常々感じているんですが、 専門的な知識を得るといいますか、勉強する時間がなかなか忙しさに紛れてできなくなっている状況があるんではないかと思っております。 といいますのは、職員数がだんだん減ってきている関係で多忙化になっているということもあって、つまり専門的な勉強をする時間がなかなか少なくなっているんじゃないのかなと思っているわけでありますが、そうしたことへの対応策といいますか、考え方はどのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

- ○國井輝明議長 松田税務課長。
- ○松田幸彦税務課長 今回の課税誤りに対する法 律的なものということでございますけれども、 地方税法上で5年の還付時効というのがござい ます。5年を過ぎたものに対しては、各市町村 で要綱等を定めまして救済する形で、今のとこ ろ要綱がありますのは寒河江市には10年、10年 以降の還付については領収書等ある分について 還付しますという要綱になっています。

ただ、今回につきましても、年数が18年近くの方がおりますので、要綱を改正しまして還付通算、当初の地方税法の5年、プラス15年、合わせて民法で定めます国家賠償法に沿っての20年という形で要綱を改正しようとしているところでございます。

もう一点の再発防止策につきましては、現在 も二重チェックという形で入力関係については やっているんですけれども、それをさらに厳し い形で対応していくということで今のところ考 えております。

そして、マニュアル等も以前のやつはほとんど定まっていないところもありましたので、マニュアル等も作成して対応してまいりたいと考えております。

- ○國井輝明議長 内藤議員。
- ○内藤 明議員 再発防止策のマニュアル等を作成していくということでありますが、私が指摘

させていただいたのは、つまりそうしたものも 含めて職員数が減じていることによって多忙化 が重なり、基本的な問題にまでそうした勉強す る時間がなくなっているんじゃないのかなと思 っていたものですから御質問を申しあげたとこ ろでありますが、課長が答弁なさったことは当 然のことであると思いますけれども、そうした 面を含めて、ぜひ経費を削減するということが 直接職員数を減じるということにならないよう に今後配慮をしていただきたいと思っておりま す。

答弁はいいです。

○國井輝明議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第50号に対する質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第51号に対する質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論はありませんか。渡邉議員、賛成ですか 反対ですか。何号議案について。

- ○渡邉賢一議員 賛成で49、50、51です。
- ○國井輝明議長 全部ですね。

そのほか討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、渡邉議員の発言を許します。渡邉 議員。

まずは49号からお願いいたします。登壇願います。

〔渡邉賢一議員 登壇〕

○渡邉賢一議員 私は49号ということですが、関連しますので50、51号も含め49号の中で賛成の立場で3点ほど意見を述べたいと思っています。

今度の質疑の中で内藤議員からもあったわけですけれども、1つ目はこれまでの行財政改革の総括との視点と再発防止策強化についてでございます。

2つ目が今後の持続可能な財政基盤の確立に向けた課題についてであります。

3つ目は厳正な職員の処分を行うということ でしたけれども職員審査委員会について、以上 3点でございます。

まず、1つ目ですが、本市の行財政改革によるふだんの事務事業の見直しが行われてきて現在の組織体制に移行してきておりますけれども、納税者である市民の信頼に応える税務行政、徴税吏員スタッフの配置がしっかりと堅持、配置されているのかという課題であります。

何でもかんでも減らせばいいという安易な発想で、重要なチェック機能を脆弱にしてきたのではないかという市民の声がございました。

固定資産税は自主財源である市税の多くのシェアを占める重要税目でございますし、本市の財政運営の基盤であるわけでありまして、その事務に関して、データ入力による課税ミスはあってはならないことであります。

しかし、チェック体制が不十分であったこと、なおかつ納税者からの請求がなければミスが発見されることなくこのまま続いていったことの事の重大性であると思います。

先ほども質問しましたけれども、市民の皆さんの不安が問い合わせの数に関係なく増大しているんではないかと、こういったものをしっかり払拭していかなければならないと思っています。

もう一つが非木造建築物併用住宅を家屋評価 している県側の問題だと思います。

私も税務を担当させていただいてきた関係で 退職後も守秘義務があって、はっきりと質問が できないことを御了承いただきたいと思います が、県は地方事務所から総合支庁体制に移行し 適正な定員管理として人員削減を実施してきた と、県民ニーズや未来の礎となる政策を踏まえ た新しい行政事業に弾力かつ的確に対応し、新 規採用の職員の確保に留意しながら簡素で効率 的な組織体制を整備していく中で、最近では 2011年度から13年度までの3年間で3%以上、 14年度からは率は圧縮されましたけれども、 0.5%以上の職員の削減を進めてきています。

残念ながらその結果、さかのぼること1997年から過去十数年間におきまして1,000人以上の職員でいうと約2割が削減されてきた。これは人口減少率と比較すると約3倍の削減幅になっているということで、これは市の状況にも近いと思っていますけれども、職員の年齢構成では若年層の35歳以下の職員が激減していると、それが関係して時間外勤務が年々ふえているというような労働強化となって心身の健康破壊が増大するという傾向が顕著になっているわけであります。

関係する村山総合支庁西村山税務課については、不動産取得税の原始取得分を所管する課税 部門がもう既に2年前から山形市にある本庁舎 に集約され、ますます県と市の連携がしにくくなっているわけです。

本市の県に対する重要事業の要望の中にも明記、特記されているわけでありますけれども、総合支庁体制の見直しが現在行われており、なお一層の充実に向けた対策が必要だと思います。

そのための再発防止策の強化として、総論的なことになりますけれども、何点か申しあげたいと思います。

職員が意欲を持って業務に専念できる組織体制づくりという視点で、新たな行政需要に対し、どれもこれもという負担や取り組みの強制とならないようにしていただきたいと思います。

もう一つは市税収入、手数料など自主財源の 確保に向けては市民サービスを低下させないよ うに、そしていただくものは本当に貴重な財源 なわけですので、担当職員の体制の充実をしっ かり行って、二重、三重のチェック体制で納税 者の募った不安を払拭していただきたいと思い ます。 もう一つは、職員の能力を引き出す組織構築 と人事管理についてでございます。残念ながら 課を統合して大きくするといういわゆる課の組 織再編などもこの間行われて、職員間の連携、 意思疎通を図る上で非常に支障が出ているとい うことも一方でございます。ぜひそうした事務 執行体制を踏まえた見直しを行っていただきた いと思います。

また、地方公務員法改正に伴う2016年度導入 予定の人事評価制度についても、これまでの先 行例から職員の士気の向上や組織活性化には必 ずしもつながらず、逆に職員間のチームワーク に支障が生じ、本来の業務以外の負担増大や行 政サービスの低下を招くおそれがあると言われ ております。

こうしたことから、現在行われている試行結果なども踏まえ、慎重に検討を実施していただきたいと思います。

もう一つが男女とも安心して意欲を持って働き続けられる職場づくりということであります。

職員団体からの要求書もぜひ尊重していただいて、具体的に検討するとともに、退職者補充や新規採用職員の確保、人材の適正配置などしっかり配慮していただきたいと思います。

大きな2つ目の今後の持続可能な財政基盤の 確立についてでございます。

使用料、手数料の新たな徴収は職員の負担増を招くことからも慎重に検討していただきたいし、この間行われてきたふるさと納税には他の自治体で行っている自治体ファンド、こうした県外、市外の例などをしっかり研究していただいて、本市出身者や本市の応援していただいている納税者の皆さんからもしっかりふるさと納税などを通じて協力いただけるような体制にしていく必要があると思います。

近隣自治体の先進の成功例などを見ると、例 えば天童市などは127品目をしっかり打ち出し て、かなりの納税額に上っているというお話も 聞いておりますので、そうした点も踏まえ、本 市も充実していくべきだと思っています。

さて、最後に職員審査委員会についてでございます。

職員への責任転嫁については、そもそも20年近く前のことであるということも事実ですし、当時の最高責任者を初め多くの管理職が退職をなさっているということ、現在トップのお二人が当時の職員の責任もしっかり受けとめ、このたびの第51号の提案ということになっている、御決断をされているということもありますけれども、ぜひ多くの市民の声を受けとめていただきながら慎重審議をお願い申しあげたいと思います。

以上、3点を補強とさせていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○國井輝明議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、議第49号平成27年度寒河江市一般 会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議 員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。よって、議第49号は原 案のとおり可決されました。

次に、議第50号平成27年度寒河江市国民健康 保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたし ます。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議 員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。よって、議第50号は原 案のとおり可決されました。

次に、議第51号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議 員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。よって、議第51号は原 案のとおり可決されました。

○**國井輝明議長** 以上で、本臨時会の日程は全部 終了いたしました。

これにて平成27年第2回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。